

柳原小学校沿革史

— 足利高等小学校の創立と終焉 —

足利市立柳原小学校 荒井 勝

はじめに

足利市立柳原小学校は、明治35年9月25日現在地に足利高等小学校の名称をもって創立して以来、本年9月25日で創立70年を迎える。70年の間に高等小学校から尋常高等小学校へ、さらに高等科の廃止のあと尋常科のみの小学校となり、ついで国民学校時代には再び高等科の設置を経て、戦後の新制度以来今日に至るといふ幾度かの変遷をたどってきた。このような校史の中に在ってひとつの特色をなすものは、創立時から昭和9年にわたる高等科の存在であろう。当時において足利市における唯一の高等小学校であったのである。そこで、この小文ではできるだけ高等科の消長に的を当てつつ、柳原小学校沿革史の一面を明らかにしていこうと思う。

1. 足利高等小学校の創設

わが国の初等教育は、明治5年5月8日の「学制」頒布によってその基礎が築かれたのであるが、その後時代の進展に伴って幾度かの制度・法令の改正を見る。高等小学校が制度の上で明確に位置づけられるのは、明治19年、小学校を尋常・高等の二等に分けた小学校令からである。この小学校令をうけて、明治20年4日足利梁田郡郡立第一高等小学校が足利町に、第二高等小学校が福居町に設立されることになった。当初は県下に20校しか設立されず、当時の国民の考え方からすればかなり程度の高い高等教育と考えられていたようである⁽¹⁾。その後、郡立第一高等小学校は、明治23年町制が実施されると共に町立足利高等小学校と変更せられ現東校構地内に置かれることになった。さらに明治28年4月同地内に校舎一棟を増築し、29年6月21日その落成、開校と共に足利尋常小学東校及び高等小学校の2校を合わせ、町立尋常高等小学校と称されるようになる⁽²⁾。

明治33年になると、日清戦争後に要請されていた普通教育全般への改革が8月の改正小学校令により実現した。初等教育に対しては、従来まちまちであった修業年限を尋常小学校では4年制に統一し、高等小学校では2年3年または4年として高等小学校をなるべく尋常小学校に併置して連絡ある教育を行なわせることになった。この法令で尋常科の就学義務制が厳重にされ、その一方では就学督促の強化とひきかえに授業料の解消が図られ、義務教育期間内の授業料を原則として廃止することになった。このため、明治30年代に入ると就学率は全国的に急激に上昇した⁽³⁾。この傾向は足利町においても同様のことと考えられる。生徒数の増加は校舎不足等の問題を招いたため学校規模の適正化をも考慮して法令の趣旨には沿わない形であったが、高等科を分離・独立させ新たに高等小学校を別の地に求めることになった。かくして、明治35年9月25日町立尋常高等小学校の高等科を廃止し、同日現柳原小学校地に三重県度合郡視学であった足助重時を校長として迎え、首席訓導長安太郎以下16名の教員をもって足利高等小学校を創設することになったのである。創立から開校に至るまでの経過は次の通りである。明36・9・25敷地創設10・16上棟式 明36・3・31新築落成4・3開校式4・16始業式⁽⁴⁾

注(1) 栃木県教育史 第三卷

- (2) 足利高等小学校設立までの沿革の概要は、明治36年足利高等小学校一覧表による。
- (3) 初等教育資料 232P17 その他
- (4) 創設当時の敷地・建坪面積、経費は下記の通り
- ・敷地坪数 4800坪・建坪 597坪（本館中央部2階建，東西両館平屋建）
 - ・経費総額 29487円60銭9厘

2. 高等小学校から尋常高等小学校へ

創設当時の修業年限は4年間であった。在籍生徒数の推移についてみれば表1からわかるように年々その数は増加の傾向にあった。明治36年4月現在記入の学校一覧表によれば、前年度における全町の尋常科卒業児童数は255名（男127名，女128名）とあるから男子の場合ほとんどの児童が高等小学校に入学したことになり，全体的に見ても約86%強の入学率といふかなりの高率である。この事実⁽¹⁾は町民の教育への要求の高まりを示す一事例といえるだろう。このような事実の上に立って後には義務教育年限の延長が実施されるのである。

しかし，問題もある。それは，36年度に入学した生徒の半数以上が中途退学をし，卒業の年の39年4月には98名（35年度尋常科卒業生の38%）にまで低落していることである。その原因として，中には中学校や女学校へ進学する者もあったが，大部分は「景気ノ振否」「物価ノ騰貴」「時局」の影響，あるいは町民の教育意識水準の高さに求められるだろうと推測される。また，入学時にはその差⁽²⁾が基しかつた男女数の比率が，学年を追うにしたがい同数に近くなっていることもおもしろい現象といえる。

この時期，制度上特筆すべきことに，創立時からの懸案であった補習科設置が女子部のみ裁縫補習科として明治39年4月13日県知事より認可され，5月8日開設したことがある。補習科とは「高等小学校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ学方ヲ有スル者ヲシテ高等小学校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス」るものであって本校での実施の状況は表2のようである。この補習科の寿命は，明治41限りで廃止されるため3年間という短命であった。そこで疑問とされるのは，裁縫補習科の役割である。

廃止の翌年明治42年4月30日地域住民の

表1 高等小学校在籍生徒数の推移
(学校一覧表4月現在より作成)

学年	1		2		3		4		計	
明治36	221	124 97	171	90 81	128	73 55	98	57 41	618	344 274
37	233	122 110	178	103 75	131	71 60	94	47 47	636	344 292
38									717	389 328
39	325	182 144	241	135 106	155	85 70	97	53 44	818	454 364
40	290	151 139	284	165 119	211	124 87	114	57 57	899	497 402
41			248	134 114	203	121 82	134	72 62	585	327 258
42					141	92 49	120	70 50	261	162 99

※ 各学年共左は男女計，右は上段男，下段女
※ 明治38年は未記入のため不明

表2 女子裁縫補習科の内容

学年	学級数	在籍数			教科目	毎週教授時間数
		1年	2年	計		
明39	1	40		40	修身 国算裁縫 身語術縫	30
40	2	15	44	55	修身 国算裁唱体 身語術縫歌操	24~28
41	2	25	11	36	修身 国算裁唱 身語術縫歌	24~28

要望にこたえ郡立高等女学校が設立される。この学校は当初特に裁縫教育を重視したことが特色とされていた。また、この年には足利町の全ての尋常小学校に、普通教育をプラスした目的をもった実業補習学校が設立されている。後述のように、明治41年尋常科を併置した本校でも同年10月1日に第二商工補習学校が併設・開校した。この二つの事実から、補習科は、女学校あるいは実業補習学校のどちらに系統づけられるのか判然としないけれど、両校が設立されるまでの過渡的役割を果たしたのにならうかと考えられる。

5年間という短期間であったが独立の高等小学校として存在した本校は、「尋常小学校ノ修業年限ハ6箇年トス、高等小学校ノ修業年限ハ2箇年トス」という義務教育年限の延長を定めた明治40年3月21日の小学校令改正に伴って制度上の転機を迎える。すなわち、明治41年4月6日尋常科5学年(男198名、女76名)入学に始まる尋常科の併置と、高等科2年制の実施である。このところの事情を表1で見ると、41年度では新規に高等小学校生徒の入学を許可しておらず、2、3、4年生の3学年構成であること、高等科2年制は今までの3、4年生が1、2年生となって42年度より発足したことがわかる。こうして、翌42年に至り4月1日東校から尋常科2学年より5学年まで225人を転籍させ、同時に新通学区域による1年生127名をもって名実共に尋常高等小学校へと移行することになった。このような尋常科⁽⁴⁾の増設は、当時、機業を中心とする産業都市へと発展しつつあった足利町の人口増加に対応する形で実現されてきたといえるだろう。

- 注(1) 入学者には三重村からの委託生徒も若干含まれているので、この数字は正確なものとはいえないが、およその傾向は知り得よう。
- (2) 足利高等小学校「儀式訓誨録」(明治45年作成)によれば35年4月の高等科の生徒694名が同年9月25日には620名にまで減少したことが記録されており、その理由として本文に書かれた内容が記されている。
- (3) 足利女子高等学校創立60年誌。なお、女学校の所在地は現在地に移転する大正12年まで、本校に隣接して建てられた。
- (4) 明治42年2月12日決定した。尋常小学校の通学区域は、本校においては、三丁目、巴町、雪輪小路、井草町、本城、柳原町、丸山構地、家富町の内ばん阿寺東 となっている。

3. 実務教育の重視と高等科の廃止

本節では、高等科廃止の背景とその過程について高等小学校の性格の変化の面から言及したいと思う。最初に、明治2、30年代における高等小学校の性格を中学校との比較において考察してみよう。20年代は学校制度の上からは未だ4年制高等小学校の時代であったので、中学校への進学はいったん高等小学校へ入学し2年間の課程終了ののちに行なわれていた。当初、その性格が不明確であった中学校が高等小学校とはっきり異質のものとするのは、明治32年2月に改定公布された中学校令である。そこでは、特に中学校の目的を「高等普通教育」であることを規定した。これによって、単なる普通教育を完成する高等小学校は、中学校との対比においてその性格が握られることになった。

中学校と高等小学校の相違は、明治40年尋常小学校の修業年限が延長され、高等小学校を経ずに中学校へ進みうるに至って決定的となる。明治44年以後、高等小学校に従来随意科であった農、工、

商の実業科が必須となり、その教育の実用性が強調され「高等普通教育」(中学校)と「更ニ進ミタル普通教育」(高等小学校)とは並列しながらも質の違う目的をもつ教育となったのである。(1)

本校高等科における実業科目実施の状況をみると、明治40年までは、「手工・商業」が加設科目であったが、大正元年から7年までは「商業・英語」8年以降は「商業・家事・図画」になっていて、いずれの場合も商業が組み込まれている。明治44・45年「現勢録」中の「教授ノ方針」を見ると、手工科は、「土地ノ生産ト関係アルモノヲ選択スルコト・準備整理用具ノ取扱廢物利用等ニ注意スルノ習慣・図画理科等ニ於テ学ビタル事項ヲ形ノ上ニ発表スルノ能力ヲ養フコト、」商業科は、「須知ノ知識ヲ与フルコト・商業上道德ノ一斑ヲ説クコト、」英語は、「常ニ聴キ方言ヒ方読ミ方書キ方ノ四方面ヲ連絡シテ授ケ最初ヨリ耳目口手ノ各ヲ練習セシム・聴キ方言ヒ方ヲ結び合セテ会話トシ聴キ方書キ方ヲ結び合セテ書取トシ言ヒ方書キ方ヲ合セテ作文トシ会話読方及書方ニ教授ノ主力ヲ注グ、」というものであった。(2)

このような実業科重視の方向は、さらに第一次大戦後の社会状況の変化に伴い、大正6年の臨時教育会議の答申において一段と強調されることになる。いくつかの答申がなされた中のそのひとつに「高等小学校の教科目を地方の実情に適合させること」がある。その中で、高等小学校に学ぶ者はすでに義務教育を終了し、まもなく実際生活にはいるべきものであるという見地から、教科目の取捨選択の範囲を広くし実際生活上において必要な教科目を授けるくふうを求めている。(3)

同会議において答申はされなかったが、議題とされた問題に義務教育年限の延長があった。具体的には高等小学校を義務制としようとするものであったが、時期尚早として受け入れられなかった。しかし、実現はしなかったけれど、大正年代に入り6年間の義務尋常小学校を終えて高等小学校への就学者は次第増加してきた。(4) 本校においても就学者は・明治42年261名・大正元年290名・大正5年350名・大正10年445名と全国的な動きと同様な傾向にあった。

こうした状況の中で、大正15年7月21日小学校令施行規則の改正が行なわれ、高等小学校改善の方針がうちだされる。それは、高等小学校を実務生活との関連に基づいて完成教育として考え、これを学校教育の基本段階の終結として独特な体制のものとしようとするものであった。この教育方針が指示されたことによって、高等小学校へ本格的に実務教育の思想がはいりここを一つのまとまった形として編成することが見られるようになった。(5) 本県においても12月17日付をもって県学務部長より各市町村宛に通達を發し(1)本科・専科正教員の増置(2)教員俸給平均一人60円以上の設定(3)実業科家事・手工の設備充実等の改善実施を求めている。しかしながら、この段階にあっても高等小学校の性格はその際の訓令に示されているように「高等小学校ハ固ヨリ普通教育ヲ施スコトヲ本義トスルモノニシテ尋常小学校ニ於ケルヨリモ一層進ミタル程度ニ於テ」普通教育をなすものと捉えられていたことを見落してはならないだろう。

高等小学校が実際生活に「役に立つ教育」(6)の場として推進されていくこの時期、大正10年に市制施行をなした足利市では、商業系実業学校設立のためのひとつの動きが示された。それは、結果的には「高等小学校改善の方向」と軸を同じくするものであり、昭和9年の高等科廃止に通じる胎動でもあった。改正法令発令前の大正15年4月26日足利商業連合会会頭柳田市郎右衛門から大給新市長に提出された「中等商業教育機関設立ニ関スル建議書」がそれである。本文は長文であるのでその

言うところをまとめてみると、「一般に都市・国家の隆盛・消長はその経済力にかかっている。経済力を強化するためには「商工業発展ノ基礎タル商工教育ノ振興ヲ期」すべきであるが、現状は「本市ハ…商業関係方面ハ悉ク閑却サレ何等ノ設備ナク殆ンド顧ラレサル如キハ洵ニ不公平不合理ノ現象」であるからすみやかに商業学校の建設がなされるよう満場一致の決議でこれを建議する」という主旨である。この頃の商業関係の実業教育機関といえ、明治42年以来市内各小学校に商（農）工関係の実業補習学校が併置されており皆無という状態ではなかった。しかし、建議書を提出した人々の認識は「建設サルベキ機関ノ名称⁽⁸⁾如何ヲ問ハズ其實質が商業教育機関ニ相当スレバ即チ可ナリ」という文面から察せられるように、商業教育機関としての実質的価値を認めていなかったようである。また、建議書には市民の子弟が、佐野・栃木・宇都宮の各商業学校へ通っている事実を証明するための資料も添えて、商業教育機関の設立の声は市民の間に広がりつつあることを報告している。この建議書⁽⁹⁾が投じた一石が、その後の経過から推して実業学校設立への動きを進める一歩となったであろうことは容易に考えられることである。

実業学校設立が具体的な日程にのぼってくるのは昭和3年である。市長から知事へ報告する昭和4年度学事年報取調条項甲款は「商業学校設立の件」として一項目を設け、商業学校設立に関する調査のため昭和3年5月20日と7月3日に浜松・徳島方面と伊勢崎・前橋方面へ学務委員を派遣したことを報告したあと、「経費ノ関係上設立ニ至ラズ遺憾ノ次第ナリ近キ将来ニ於テ県費ニヨリ設立セラムコトヲ望ムモノナリ」と要望している。この段階では、市当局においても工業学校と同じ県立の商業学校設立を望んでいたものと解することができる。この頃までは、まだ高等小学校改善の方向と商業学校新設の動きが直接結びついた関係で理解されていなかったようである。

以上のような経過をへて昭和8年に至ると、商業学校設立問題の解決と高等小学校教育制度改善問題の解決とがタイアップした形で検討・実施される段階となる。すなわち、高等小学校改善の内容についてはその後も学務委員会等で審議されていたが、昭和8年1月28日市会において市長宛の「高等小学校教育改善ニ関スル意見書」が採択されるに及んで問題解決への早急な実現が迫られることになった。意見書の要求するところは、「高等小学校ヲ分設シ且其ノ制度ヲ改善シテ更ニ実業科目ヲ加ヒ一層實際生活ニ適切ナラシムル」か、あるいは「全然高等小学校ニ代フルニ実業学校令ニ依ル実業教育制度ニ改メ地方ノ実情ニ適切ナル教育ヲ施シ卒業後直ニ実務ニ従事シ地方産業ニ寄与セシムル」かのいずれかの方法によって、近年ますます膨張しつつある尋常高等小学校の規模の適正化を計ると共に、高等科の改善を図れというものである。足利市のこのような動きは、県の高等小学校改善の方針としたいへん望ましい形で合うものであった。

昭和8年2月2日県参事室において、県側から知事、学務部長ほか4名と足利市外18町村当局者出席のもとに「高等小学校改善ニ関スル懇談会」が開かれた。懇談会開催の趣旨は、高等小学校を地方の状況に応じて適当なる方策を立てて改善してもらうための相互の情報交換の場を設定したというものである。その場で示された県側の意図は「高等小学校ヲ廃止シテ実業補習学校ニセヨトノ方針デハナイ」とは言いながら実はその方向を示唆するもので、そのことは、高等小学校・実業補習学校等同種類の内容をもつと思われる学校を「整理・統合スル必要アリ」という基本路線に立って、さらに「実業補習学校ヲ充実シテ地方ニ適切ナ教育ヲスル必要アリ」「実補ニスルナラバ県費デ補助スル」と言明していることから推しはかれよう。「要スルニ教育費ヲ増額シナイ限り結果ニ於テハ高小ヨリモ実補ノ方が地方ニ適シタ教育ヲ施シ得ルモノト考ヘラレマス、高小ノ先生ヲ減シ実補ノ先生ニ代レハ別ニ差支ナイ事ニナルノダト思ヒマス」(知事発言)というのが県の認識のあり方だったのである。県が勧める実業補習学校の内容は、従来小学校に併置された勤労青年対象のものと違い、授業は昼間行なわれ修業年限は2年制(研究科1年を置くと3年制)で、名称も「補習」の語句をはずした⁽¹⁰⁾「何々町村実業学校」とするものであった。

県の意向を受けた足利市では、さっそく2月18日県より担当の実業補習主事呼んで、高等小学校の廃止、実業補習学校規程による実業学校設置に関する学務委員会を開会、協議の結果全会一致で①高等小学校を改善すること②従来の実業補習学校を充実整備することの二つのねらいから、高等小学校を実業学校に改善することを決定した。2月24日には高等小学校改善に関する市会協議会が開かれ、学務委員会での決定事項を大体昭和9年度より実施することに協議一致、5月5日の市会委員会、5月15日の市会で市内5校の「実業補習学校並高等小学校廃止に関する件」が可決、9月16日県知事より認可されたことにより、足利尋常高等小学校の内高等科を昭和9年3月31日限りで廃止し、同校在学中の生徒は全員新設学校に入学させることが正式に決定された。高等小学校廃止の公式な理由は7月6日の県への認可申請書によれば「高等小学校ヲ廃止シ実業補習学校規程ニヨル実業学校ヲ設立シ、本市ノ実情ニ適合セル教育ヲ施シ卒業後直ニ実業ニ従事シ地方産業ニ寄与セシムルト共ニ国民公民及家政人トシテ教養ヲ与ヘントス」るものであった。そして、学校は新校舎（現二中構地）に移転する間、柳原尋常小学校に仮設置、昭和9年4月1日に開校することになる。かくして、明治、大正・昭和と足利市民の教育に寄与した足利高等小学校は終焉の時を告げるのである。(12)

以上、高等科廃止への過程を高等小学校の性格の変化という面からとりあげたが、これまでの変遷を一言でいえば、大正15年の施行規則で確認されていた「一層進ミタル程度」の普通教育を行なう高等小学校は、実務教育重視の方向からついに「実業ニ関スル知識・技能ヲ授クル」ことを教育の目的とする実業学校へと転身することになったとまとめられよう。そして、この実業学校は、まさに高等小学校の代償として建てられたものであって、大正15年に建議された中等商業教育機関とは同じ形のものとは言い難いことと、指摘できるのでなかろうか。

注(1) 小学館 教育学集3 P87 (2) 明治44年大正1年足利尋常高等小学校現勢録

(3) 文部省 学制八十年史

(4) 小学館前掲書によれば、全国的には大正5年で85%に達しているという。

(5) 文部省 前掲書 (6) 栃木県教育史 第五卷

(7) 中等商業教育機関とは本文からも察せられるように商業学校規程による3年ないし5年制の商業学校を指していると思われる。

(8) 本校にも第2商工補習学校が併置されていたが昭和4年の在籍数は48名でありそれも大部分が足利市の小学校卒業生でなく他町村より徒弟として本市に在住している者であった。修業年限は前期(2年)

後期2年の4年、授業は午後6時より9時までの夜間教授、職員は本校との兼務で5名、施設・設備は独自のものはなく全て借用という安手の教育機関だったという。

(9) 栃木商業学校へ8名佐野商業学校へ36名但し男子のみ

(10) 後に夜間部も設置される。その際の修業年限は4年間で季節制(10月より1月まで)

(11) 高等科廃止と共に尋常小学校の名称を足利尋常小学校と改称さらに足利市柳原尋常小学校と改称する。

(12) 栃木県教育史(第五卷)によれば、このような足利市の改革は、本県はもちろん全国的驚異の焦点になったとい

※ 特に注記していないところは、すべて「学事関係綴」「学事統計綴」(市史編さん委員)「足利市報」(市立図書館)による。

おわりに

高等小学校改廃の問題は、比較的時代の新しいできごとでもあるので成立の過程についてよくご承知の方があられるかもしれないと思う。誤解した点等ありましたらご教示いただければ幸いです。なお、この文を書くのにあたって多くの方々から資料の提供をいただきました。とりわけ、市史編さん委員会事務局、足利学校遺跡図書館、教育研究所、柳原小学校の方々には大変お世話いただきました。記して謝意を表する次第です。